

墨田区監査委員公告第 6 号

令和 7 年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、墨田区長から別紙のとおり通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 7 年 1 月 21 日

墨田区監査委員 岩佐一郎

同 大清水善信

同 小暮和敏

同 おおこし勝広

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

指摘事項について

監査結果の内容	措置内容
<p>7 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金等交付団体に係るもの</p> <p>(ア) 「墨田区民間保育所等一時預かり事業・定期利用保育事業費補助金」において、定期利用保育事業に係る利用時間ごとの延べ利用児童数を誤って計上したため、実績報告書における実績額が要綱に基づく算定額よりも多い額となっていた。(労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団、子ども施設課)</p> <p>イ 指定管理者に係るもの</p> <p>(ア) 指定業務である「園児用布団の水洗い」の一部及び「カーテン等クリーニング、防炎加工」が実施されていなかった。(社会福祉法人わかば会(墨田区長浦保育園)、子ども施設課)</p>	<p>7 監査結果</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 補助金等交付団体に係るもの</p> <p>(ア) 交付団体に対し、誤計上していた児童数を訂正した実績報告書を再提出させ、過払額については、返還手続を進めている。</p> <p>今後、同様の事例が生じないよう、交付団体に対し、区内に提出する補助金関係書類について、実績報告書類と利用状況確認書類の突合を必ず行うなど、各書類の内容確認の徹底を指導するとともに、所管課においても、提出された書類の内容確認を徹底する。</p> <p>イ 指定管理者に係るもの</p> <p>(ア) 指定管理者に対し、未実施分に係る指定管理料の返還手続を進めており、年度内に返還するよう求めている。</p> <p>今後、同様の事例が生じないよう、指定管理者に対し、協定書の内容を再確認し、協定書に明記された指定業務を確実に履行するよう改めて指示した。また、所管課において、月次報告書が提出された際などに、指定業務の履行状況を確認することを徹底する。</p>

令和7年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置内容等

墨田区長

監査委員意見について

監査結果の内容	措置内容
<p>7 監査結果</p> <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指摘事項について</p> <p>(ア) 補助金等交付団体について</p> <p>7 (1) ア (ア) の事案は、補助金等交付団体において内容確認が不十分であったことなどにより生じたもので、これによって、利用予定児童数に基づき既に交付されていた補助金額と利用実績から算出する補助金の確定額との差から生じる区への返還額が少なくなっていたため、結果として、区への追加の返還を要することになるものである。</p> <p>補助金等交付団体においては、同様の誤りを繰り返すことのないよう、一層の確認体制の確保に取り組まれたい。また、所管課においては、書類上の審査のみでなく、適時適切に実地調査で内容を確認するなど、更なる審査体制の充実に努め、補助金の適正化を図られたい。</p> <p>(イ) 指定管理者について</p> <p>7 (1) イ (ア) の事案は、協定書において年2回とされている園児用布団の水洗いの一部及び年1回とされているカーテン等クリーニング、防炎加工が実施されていなかった</p>	<p>7 監査結果</p> <p>(3) 監査委員意見</p> <p>ア 指摘事項について</p> <p>(ア) 補助金等交付団体について</p> <p>交付団体に対し、交付要綱や交付基準等を十分に理解したうえで、区に提出する補助金関係書類について、実績報告書類と利用状況確認書類の窓口を必ず行うなど、引き続き各書類の内容確認の徹底を指導していく。また、所管課においても提出書類を厳正に審査することで、再発を防止し、適正な事務を執行していく。</p> <p>再発防止に向けて、今後ともより効果的・効率的な確認・審査体制の確保に努めていく。</p> <p>(イ) 指定管理者について</p> <p>指定管理者に対し、協定書に記載のある指定業務は確実に実施するよう指導した。</p> <p>今後は、指定管理者に対し、協定書等の再確認を徹底させ、</p>

ため、結果として、未実施分の指定管理料について、区への返還を要することになるものである。

指定管理者においては、協定書や覚書による業務の実施内容を十分に把握するとともに、年間計画書で実施時期を具体的に定めるなど、業務の進捗管理を徹底されたい。また、所管課においては、指定管理者に対するモニタリングにより書類・実地の両面からその執行状況が協定書や覚書の水準等を満たしているか厳正にチェックされたい。

イ 指導・注意事項について

(ア) 指定管理者による指定業務の第三者への委託について

指定業務の第三者委託において区の承認を受けていないものが、6団体認められた。

「墨田区指定管理者制度ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」では、「原則として指定業務を第三者に委託することはできない。ただし、指定業務の全部又は主たる部分(企画立案、業務運営、基幹業務等)以外の施設の清掃業務・警備業務や設備の保守点検業務などの専門性の高い個別の業務については、事前に区が承認した上で第三者に委託することができる。」としていることから、所管課は、指定業務の適正な執行を確保するために、第三者委託について事前承認による関与をしなければならない。今回、委託可能な業務以外の委託は見受けられなかつたが、指定管理者は、ガイドラインを踏まえた協定書、覚書の内容を十分に認識し、適切に

指定管理者制度の理解や自施設の運営等が協定書等と齟齬がないか、適時チェックを行うよう求め、適切な業務執行を指導していく。

イ 指導・注意事項について

(ア) 指定管理者による指定業務の第三者への委託について

指定業務の第三者委託において、区の承認を受けていないものについては、第三者委託に係る申請書の未提出等が判明したため、指定管理者に当該申請書を速やかに提出させ、区が承認した。

これまで、「墨田区指定管理者制度ガイドライン」及び「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づき適切な事務処理の執行に努め、指定管理者に対する指導・監督を徹底するよう図ってきたが、改めてその周知徹底を図るとともに、所管課で適切なチェック体制の構築、モニタリングの実施に取り組み、常に業務執行状況を確認し、また、双方における審査体制の強化に努めていく。

対応されたい。

(イ) 指定管理者の収支決算書について

今回、支出に含める必要のない経費も計上してしまったことによる金額の誤りなど、不正確な記載が見受けられた。令和7年度においては、区が「指定管理収支予算・決算書の記載例・注意点」を示しているので、これらを参考に正確な収支決算書の作成に努められたい。

ウ 指定管理施設の適切な運営について

民間事業者のノウハウを生かした区民サービス向上や経費節減といった指定管理者制度の目的を実現するために、指定管理者には協定書・覚書に基づいた業務の適切な執行が求められているが、毎年度、同じような誤りが繰り返されている。

その発生要因の一つは、本部等で行う協定書・覚書の履行確認に係る事務と施設の管理運営業務との間の連携不足である。定期的に相互で情報共有しながらチェックし合うなど、自己点検の仕組を工夫されたい。

発生要因の二つ目は、所管課による収支予算書・収支決算書などのチェックやモニタリングが十分でないことがある。区が作成した「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」や所管課への個別の支援策を活用し、指導監督を徹底されたい。

(イ) 指定管理者の収支決算書について

収支決算書の金額等の記載に誤りがあるものについては、指定管理者に正確な内容の記載と提出前の再確認を徹底するよう指示した。また、所管課においても書類の提出を受けた際は、確認を確実に行い、誤り等がないかチェックを徹底し、業務の正確性を担保できるよう注意する。

ウ 指定管理施設の適切な運営について

「墨田区指定管理者制度ガイドライン」や「指定管理者導入施設におけるモニタリング実施要領」に基づいた適切な事務処理の執行や指定管理者に対する指導・監督の徹底に関して改めて周知徹底を図るとともに、所管課内でのチェック体制の構築・強化に努めていく。

また、これまででも指定管理者制度勉強会を所管課向けに全庁的に実施しているところであり、指定管理者への指導監督がより適正に行われるよう、このような場などを通して区が作成した「指定管理者制度運用に係るチェックポイント」や所管課への個別の支援策を活用して、更なる対応強化に努めていく。

なお、利用者アンケートなどから課題を分析し、所管課と情報共有して改善に努めている施設も複数あった。また、運営についても、利用者数をコロナ禍以前に戻すべく事業内容を工夫していたり、不審者対策に力を入れたりするなど、事業者側の努力も見て取れた。

今後とも区民が安全、快適に施設を利用できるよう、指定管理者には適切な運営を望むものである。